

大経文第 37 号
令和 2 年 6 月 29 日

大阪府市文化振興会議 会長 様

大 阪 市 長

第 3 次大阪市文化振興計画の策定について（諮問）

大阪市では、平成 16 年 3 月に制定した大阪市芸術文化振興条例に基づき、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化振興計画を策定しています。

現在、平成 28 年 10 月に策定した第 2 次計画に基づき、文化施策の推進に取り組んでいるところですが、今年度末をもって本計画の計画期間の終期を迎えます。

この間、平成 29 年 6 月の文化芸術振興基本法の一部改正や、平成 30 年 6 月の障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行など、文化施策を取り巻く環境が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化施策の展開が、より一層求められています。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、文化芸術分野においても、新しい生活様式や業種ごとのガイドラインなどを踏まえた感染拡大防止対策を講じる必要が生じています。

つきましては、このような状況などを踏まえ、第 3 次大阪市文化振興計画の策定についてご審議いただきたく、大阪市芸術文化振興条例第 5 条第 2 項に基づき諮問します。